

令和7年度「介護サービス情報の公表」報告・情報公表計画

1 計画の基準日

令和7年1月1日

2 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

3 報告の対象となる事業所

- (1) 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額が100万円を超える事業所のうち別紙1に定めるサービスを提供する事業者
(令和7年度介護サービス情報の報告対象既存事業所一覧(別紙2)のとおり)
- (2) 新たに介護サービスの提供を開始しようとする事業所のうち別紙1に定めるサービスを提供する事業者

ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者は報告対象外となります。

4 事業所ごとの報告の提出先

介護サービス情報報告システムにより報告を行う。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/24/>

5 事業所ごとの報告の提出期限

令和7年10月31日

6 事業所の調査の実施

三重県介護サービス情報の公表制度における調査の実施に関する指針(別紙3)に定めるとき。